㈣　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産の範囲に一定の認定事業により取得したものを追加することとした。（附則第一一条関係）

㈤　一定の電気通信事業を営む者が取得した公共性を有する業務に資する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈥　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定特殊自動車の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈦　港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈧　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とし、その対象となる資産の細目を改めることとした。（附則第一二条関係）

二　国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産に係る市町村交付金について、対象となる飛行場に岩国飛行場を追加することとした。（第一条関係）

三　その他

前記一の1の㈡の改正は平成二四年一月一日から、一の3の㈠及び㈡の改正は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、一の4の㈤の改正は電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、一の4の㈣の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から、一の4の㈧は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、一の4の㈦の改正は港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

法　律

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第八十二号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十款　贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六十八条）」を「第十款　贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算の細目（第六十八条）　第十一款　各種所得の範囲及びその金額の計算（第六十七条の四）」に、「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項第四十四号中「効力」の下に「、第百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）」を加える。

第十七条中「取り扱うもの」の下に「（以下この条において「事務所等」という。）」を、「おける所在地」の下に「（当該支払の日以後に当該給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地その他の政令で定める場所）」を加える。

第四十七条の見出しを「（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）」に改め、同条第一項中「のたな卸資産」を「の棚卸資産」に、「次条」を「以下この条」に、「たな卸資産の」を「棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）の」に、「その者がたな卸資産」を「棚卸資産の取得価額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその者が当該期末棚卸資産」に改め、同条第二項中「種類、その」を「特例、評価の方法の」に改め、「手続」の下に「、棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額」を加え、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第二編第二章第二節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款　贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算

第六十七条の四　居住者が第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第八十五条第二項中「第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号ヘ」に改める。

第百二十条に次の一項を加える。

6　第一項の規定により提出する申告書が第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるためのものである場合における第一項の規定の適用については、同項中「翌年二月十六日」とあるのは、「翌年一月一日」とする。